

北海道美幌高等学校同窓会（報徳会）会則

第1条 本会の事務所は北海道美幌高等学校報徳会と称し、事務局を北海道美幌高等学校に置く。

第2条 本会は母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 毎年1回定期総会を開催する。
- (2) 会員名簿の発行。
- (3) 会報の発行。
- (4) 母校準会員の後援。
- (5) その他本会目的達成に必要な事業。

第4条 本会は必要な地に支部を置く。但し、支部の分割統合については本部役員の承認を得なければならない。

第5条 本会の農業科卒業生は、農業クラブOB会に加入する。

第6条 本会の会員を分けて次の三種とする。

- (1) 正会員・・・北海道美幌高等学校及びその前身校を卒業した者、中途退学者で入会希望の者。
- (2) 準会員・・・北海道美幌高等学校在校生。（卒業と同時に準会員より正会員の資格を得る。）
- (3) 賛助会員・・・現職員及び旧職員。

第7条 本会に次の諮問機関を置く。

名誉会長 1名 顧問 若干名

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 4名 (3) 会計監査 2名 (4) 事務局 若干名
- (5) 幹事 若干名 (6) 評議員 若干名

第9条 現職校長を名誉会長とする。顧問は総会において推薦する。

第10条 会長、副会長、会計監査は総会において選任する。幹事は会長が委嘱する。評議員は各支部単位に支部会員より選出し、本部に報告する。（評議員は支部長をもってあてることができる）

第11条 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

第12条 名誉会長及び顧問は重要な事業、施設に関し会長の諮問に応じる。

第13条 役員の業務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- (3) 事務局は、事務、会計事務の円滑な運営にあたる。
- (4) 会計監査は、本会の会務会計を監査する。
- (5) 幹事は、会長の指示により庶務、編集、会員名簿の整理、その他の事務を分掌し、評議員との連絡にあたる。
- (6) 評議員は、会員相互並びに支部との連絡を密にし、会務及び事業の達成を期する。

第14条 役員会は会長、副会長、会計監査、幹事、評議員をもって組織し、必要に応じて次の事項を協議する。

- (1) 会務の処理に関する事項。
- (2) その他総会から委任された事項、但し緊急の場合は機宣の処理をし、次回の総会に報告して承認を受けるものとする。

第15条 毎年1回定期総会を開催する。

第16条 役員会で必要と認めるとき、又は過半数の支部から要求があった時には、臨時総会を開催することができる。

第17条 次の事項は定期総会に報告し、その承認を受けなければならない。

- (1) 予算及び決算の承認。
- (2) 会務の報告。
- (3) 事業の報告。
- (4) 役員の改選。
- (5) その他必要な事項。

第18条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決定する。

- (1) 可否同数の場合は議長が決定する。
- (2) 総会の議事は予め通知した事項以外にわたることはできない。
- (3) 出席者員の中から緊急提案があり、出席会員の3/4以上の同意があれば採択できる。
- (4) 会則の変更、改正の決議は出席会員の2/3以上の同意がなければならない。

第19条 支部に関する規程並びに支部役員及び会員の氏名は、設立あるいは変更の都度遅滞なく本部に報告するものとする。

第20条 本会の会員は身分、職業、住所等に移動、変更のあったときは直ちに本部及び支部に報告するものとする。

第21条 本会の会計は終身会費、寄付金、その他の収入によって賄うものとする。

第22条 会員は卒業時に終身会費3,000円（終身会費は3,000円をもって1口とする）納入するものとする。

第23条 終身会費制採用以前の会員についての終身会費の納入は、1口以上とし随時受け入れる。

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日とする。

第25条 本会に次の帳簿を備える。
会員名簿、役員名簿、記録簿、会計簿

第26条 本会会則に定めなき事項については、会長が決定処理するものとする。

(附則) この会則は、平成23年4月1日より施行する。
平成23年6月30日一部改正。
平成29年4月1日一部改正。